

正誤表	平成 27 年版 あなたの不動産 税金は
-----	----------------------

相続時精算課税において、平成 27 年 1 月 1 日以後の贈与から適用の範囲が拡大され、贈与者の年齢要件が 60 歳以上に引き下げられるとともに、その贈与者に祖父母が加えられました。

上記記載の内容について、本書において下記のとおり、誤りがございました。

内容を訂正すると共に、ご迷惑をおかけしたことを、深くお詫び申し上げます。

恐れ入りますが、本正誤表をご確認の上、ご利用いただきますようお願い申し上げます。

頁	正誤箇所	誤	正
37 頁	相続時精算課税制度の表 【選択ができる場合】 1 行目	財産を贈与した人（贈与者）→60 歳以上（平成 26 年 12 月 31 日までは <u>65 歳以上</u> ）の <u>親</u>	財産を贈与した人（贈与者）→60 歳以上（平成 26 年 12 月 31 日までは <u>65 歳以上</u> ）の <u>父母又は祖父</u> <u>母</u>
37 頁	相続時精算課税制度の表 【贈与税額の計算】	{その <u>親</u> からの贈与により取得した財産の価格の合計額－2,500 万までの…	{その <u>父母又は祖父母</u> からの贈与により取得した財産の価格の合計額－2,500 万までの…
37 頁	相続時精算課税制度の表 【適用を受けるための手続き】6 行目	（注）贈与者 <u>（父又は母）</u> ごとに「届出書」の提出が必要です。	（注）贈与者 <u>（父、母、祖父、祖母）</u> ごとに「届出書」の提出が必要です。
37 頁	税金なんだぱんだ 1 行目	相続時精算課税制度は、贈与者が <u>60 才以上の親</u> （住宅取得等のための資金の贈与では 60 才未満でもよい。）…	相続時精算課税制度は、贈与者が <u>60 才以上の親又は祖父母</u> （住宅取得等のための資金の贈与では 60 才未満でもよい。）…
38 頁	（1）相続時精算課税制度の選択の特例	「住宅取得等のための資金」の贈与を受けた場合には、その贈与者 <u>（原則として父又は母）</u> が 60 歳未満であっても…	「住宅取得等のための資金」の贈与を受けた場合には、その贈与者 <u>（父母又は祖父母）</u> が 60 歳未満であっても…
42 頁	税金なんだぱんだ 相続時精算課税の住宅取得等資金の特例 【贈与者】	受贈者の <u>父母（祖父母等は対象となりません）</u>	受贈者の <u>父母又は祖父母</u>
43 頁	税金なんだぱんだ 6 行目	<u>相続時精算課税制度は贈与財産を相続財産に加算することを前提にしているため贈与者も父、母に限定しているところも非課税特例と違う点です。</u>	削除
43 頁	Case Study 13 行目	また、相続時精算課税の適用を受けた <u>親</u> からの贈与については…	また、相続時精算課税の適用を受けた <u>親等</u> からの贈与については…